

— 復興に関する情報をお届けします —

けせんぬま

復興ニュース

第137号 (平成30年4月1日発行)

海と
生きる

【発行】
 気仙沼市秘書広報課
 〒988-8501
 宮城県気仙沼市八日町一丁目1-1
 TEL: 0226-22-6600 内線 207・208
 FAX: 0226-24-3566
 E-mail: hishokoho@kesenuma.miyagi.jp

気仙沼市震災復興計画



✓ 行政区を新設します ~杉ノ沢区を新設 石甲区を名称変更~

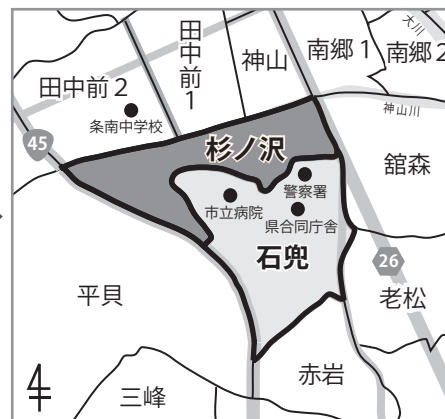
■問い合わせ先/総務課
 ☎ 22-6600 内線 222

現在、震災からの復興事業によって、市内各地で世帯分布に大きな変化が生じており、地域コミュニティの再建を基本に据えながら、必要に応じて自治組織の役員や住民の皆様と行政区の再編に向けた協議を行っています。

■杉ノ沢区

本年4月1日より、石甲区の区域を分割し、新たに「杉ノ沢区」を設定します。区域内の想定世帯数は約120世帯です。

また、「杉ノ沢区」の新設に併せ、既存の石甲区を「石兜区」に名称変更します。



✓ 市内の店舗のリフォーム費用を補助します —店舗等快適化リフォーム促進事業補助金をご活用ください—

■問い合わせ先/商工課
 ☎ 22-3436

市では、震災からの復興・創生に向けた産業支援を図るため、中小企業者などが行う小売店や飲食店のリフォームに必要な費用の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

■申請について

- ・申請に必要な書類や手続きをご説明しますので、事前に商工課へお問い合わせください。
- ・原則として、リフォーム工事に着工する前に申請してください。
- ・他の補助金との併用はできません。

■対象となる業種/小売業、飲食サービス業 ※一部該当とならない業種があります。

■対象となる経費

- ・観光客などの来店者に対する衛生面の改善を目的としたリフォーム工事
- ・補助対象経費が20万円以上(税抜)であること
- ・対象となる経費の例: トイレなどの水回り、床、壁、照明、換気などのリフォーム工事

※住宅改修、撤去のみの費用、外構工事などは補助対象外です。

■補助率/補助対象経費の2分の1以内

■補助限度額/50万円(下限10万円)



☑ 被災された方の生活を支えます

－被災者支援事業のご紹介－

■問い合わせ先／高齢介護課
☎ 22-6600 内線402

市では、応急仮設住宅に入居している方や災害公営住宅および防災集団移転団地に転居された高齢者の方などの生活再建や自立生活の支援をするため、次の3つの事業を行っています。

① 応急仮設住宅入居者等サポートセンター事業

応急仮設住宅にお住まいの方などを対象とした総合相談や、交流活動により孤立化、引きこもりなどを防止し、安心した生活が送られるようお手伝いするとともに、入居者の住まいの再建支援を行います。サポートセンターは、次の2か所です。

【気仙沼】五右衛門ヶ原野球場応急仮設住宅内 ☎ 26-5751

【一 関】旧千厩中学校応急仮設住宅内 ☎ 0191-52-5802

② 生活援助員〔L S A〕事業

災害公営住宅や防災集団移転団地にお住まいの高齢者の方などの自立した生活を支援するため、各地区の生活援助員（L S A）が、仮設住宅を含めて巡回訪問し、安否確認や見守り・声掛け・相談などを行います。L S Aの配置事業所は以下のとおりです。

地 区	所在地	連絡先
気仙沼西地区	西地区高齢者相談室（市営南郷住宅内）	25-7029
気仙沼南地区	南地区高齢者相談室（市営幸町住宅内）	25-9570
鹿折地区	鹿折地区高齢者相談室（市営鹿折南住宅内）	28-9308
気仙沼上・中・新月地区	気仙沼上・中・新月地区高齢者相談室（気仙沼駅前プラザ内）	22-0206
松岩・面瀬・階上地区	松崎高谷 178 番地 1	080-9256-9777
唐桑地区	燦さん館（唐桑保健福祉センター）内	32-3497
本吉地区	特別養護老人ホーム「春圃苑」内	42-3100

※大島地区は、「大島地域包括支援センター」（☎ 25-8570）において同様の業務を担当します。

③ 「絆」再生事業

被災者と地域コミュニティとのつながりを支援しながら交流活動を実施するとともに、被災地域における支え合い活動を実施します。

【市内全域】気仙沼市社会福祉協議会ボランティアセンター ☎ 22-0722

☑ 太陽光発電設備設置補助金の 交付申請を受け付けています

■問い合わせ先／環境課
☎ 22-6600 内線342

市では、震災で被災し、新たに10キロワット未満の太陽光発電設備を設置する方に、補助金を交付しています。

■対象／①から④の要件をすべて満たす方

- ① 市内に住所がある方（予定を含む）で、補助対象の太陽光発電設備を市内の住宅に設置する方、または設置してある住宅を購入する方
- ② 震災により、住宅が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた方
- ③ 市税などの滞納がない方
- ④ 来年3月末までに太陽光発電を設置した住宅に居住する方

■補助金額／1キロワットあたり2万5千円（限度額10万円）

■補助予定件数／150件（平成30年度） ※予定額に達し次第終了となります。

■申請方法など／市環境課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



大島の振興・発展に向けて

「気仙沼大島振興推進会議」中間報告一

■問い合わせ先／震災復興・企画課
☎22-6600 内線 311

気仙沼大島大橋の来春開通に伴う課題と対応策を検討してきた「気仙沼大島振興推進会議」(菅原昭彦委員長)による、中間報告が市に提出されました。同会議は平成 22 年に発足し、島内外の住民組織などの代表と市・市の職員の計 12 人で構成。4 専門部会を設け、震災による休止を挟んで、地域の方々とともに定住者増、交通安全、観光振興などについて議論してきました。

中間報告全文は市ホームページに掲載しているほか、大島出張所、震災復興・企画課で閲覧できます。



市長(左)に中間報告を提出する菅原委員長(中央)と小松副委員長(右)

○中間報告でまとめた専門部会ごとの論点・対応策(平成 28 年度時点)の要旨

＜地域振興部会＞

- ・定住者増加に向けて、体験学習メニューの充実や受け入れ体制整備を進める。
- ・市移住・定住支援センターや空き家バンクを活用するなど情報発信に努める。

＜生活基盤整備部会＞

- ・大島架橋開通後の交通安全対策について、警察署、公安委員会と協議する。

＜生活安全部会＞

- ・地区住民の交通安全意識の高揚と安全教育の浸透を図るため、警察署、気仙沼地区交通安全協会、市と協力して、交通安全教育の実施や講習会の開催など効果的な広報活動を展開する。

＜産業振興推進部会＞

- ・亀山へのアクセス手段はリフトもしくはゴンドラが理想であるが、財源などの課題から未知数。山頂付近の道路拡幅や駐車場整備なども検討する。
- ・滞在型観光の推進は、地域経済への波及効果が大きく、関係団体が一丸となって取り組むべきとした。
- ・(仮称)大島ウェルカム・ターミナルを公設民営で整備する方向で協議が進んでいること、温泉掘削は民間主体で進める事項であることを確認した。

低炭素社会対応型浄化槽補助金の交付申請を受け付けています

■問い合わせ先／環境課
☎ 22-6600 内線 343

市では、新たに低炭素社会対応型浄化槽(※)を設置する方に補助金を交付しています。

※ブロー(送風機)の定格消費電力が下記人槽ごとのワット数より少ない省エネ型浄化槽

■対象／震災により、住宅が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた方

■対象浄化槽／低炭素社会対応型浄化槽で、補助基準(定格消費電力)に適合すること

■補助予定基数／350 基(平成 30 年度)予定額に達し次第終了となります。

■申請方法など／まずは、市環境課へお問い合わせください。

・申請は、施工業者が代行することができます。必要な書類や手続きは、環境課から施工業者にご説明します。

・公共下水道等集合排水処理区域、補助基準などにより対象とならない場合があります。

■補助金額／

人 槽	補助金額	補助基準(定格消費電力)
5人槽	33万2千円	52ワット以下
7人槽	41万4千円	74ワット以下
10人槽	54万8千円	101ワット以下

＜被災されていない方で新たに浄化槽を設置する場合＞

■補助金額／右のとおりです。

■補助予定基数／145 基

■申請方法／上記と同じですが、補助基準はありません。

人 槽	補助金額
5人槽	9万3千円
7人槽	11万1千円
10人槽	14万7千円



✓ 市内で転居し再建された方への 引っ越し費用を補助します



■問い合わせ先／住宅支援課
☎ 22-6600 内線593・589

市では、本年1月9日に住宅再建にかかる市独自支援の内容を見直し、市内の賃貸住宅や親類宅などに転居して再建されている方に引っ越し費用を補助しています。すでに転居した方にもさかのぼって助成しますので、まずご相談ください。

■対象世帯／次のいずれの条件も満たしている世帯

- ・震災により、住んでいた住宅が被災し、リ災判定が全壊・大規模半壊の方
- ・応急仮設住宅などから、市内の賃貸住宅などへ転居して再建完了となる方
- ・他の補助制度を利用していない方
- ・再建完了後の住宅からの転居ではない方

■補助金額／

20万円（上限）：負担した引っ越し費用の領収書がある場合（千円未満の端数は切り捨て）

5万円（一律）：引っ越したが、引っ越し業者の領収書を紛失した場合

※領収書を紛失した場合、可能な限り再発行を受けてください。

※親族・知人などへのお礼金は対象外です。

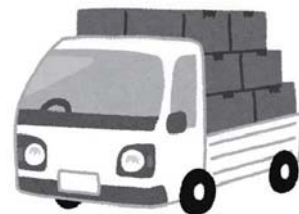
■対象となる経費

- ・引っ越し業者などに依頼し、支払った費用（荷物梱包・運送・清掃など）
- ・家具、家電の移設工事代（物置・照明・エアコンの移設費、ガス台改造費など）
- ・自分で運搬した際のレンタカー代など

※固定電話移設費、ガソリン代、新規購入の家具・家電は対象外となります。

■必要書類／

- ・世帯全員の被災住宅から引っ越し先への移動がわかる資料（住民票謄本など）
- ・リ災証明書
- ・被災した住宅の当時の所有者が確認できる資料
（登記事項証明書または平成23年度固定資産税課税証明書）
- ・引っ越し費用の領収書および見積書など費用の内訳が分かる資料
- ・引っ越し先の住宅の写真（外観、住宅の表札・部屋番号など）
- ・【民間賃貸住宅に入居された方】賃貸契約書の写し
- ・その他市長が認める書類



✓ 『住宅再建相談会』を開催します

～住宅金融支援機構「災害復興住宅融資制度」～

■予約・問い合わせ先／

住宅金融支援機構 お客様コールセンター
☎0120-086-353

■日時／4月14日（土）（受付時間：午前10時から午後4時）

■会場／中央公民館 3階 会議室3・4

■予約／電話での予約が必要です。個別相談の時刻は申し込みの際にお知らせします。

■その他

- ・民間金融機関も参加し、住宅ローンに関する相談にお応えします。
- ・住まいの復興給付金事務局職員による「住まいの復興給付金」に関する相談窓口も設置します。
- ・市住宅支援課職員も出席しますので「住宅再建に関する支援制度」についてもご相談いただけます。

